

ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）について（最終報告）

1 趣旨

本市では、「障害者権利条約」の理念・趣旨を踏まえ、社会情勢の変化に対応しつつ、障がい者福祉分野における支援や市民生活を創造することを目的に「ふじさわ障がい者プラン2026」を策定し、令和3年度から計画に基づく取組を開始しました。

計画策定以降、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正をはじめとする関係法令の制定、改正があったことを踏まえ、今年度は現計画の中間年度に当たることから、施策の方向性、サービス、事業の見直しを行うものです。

2 これまでの経過

本計画の見直しに当たり、障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会をはじめとする関係機関との協議を行いながら見直し作業を進め、令和5年12月市議会定例会において、中間報告を行いました。

また、パブリックコメントを実施し、市民意見を公募するとともに、関係各課へ意見照会を行いました。中間報告における市議会でのご意見をはじめ、パブリックコメント、障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会及び障がい者総合支援協議会等で寄せられたご意見を踏まえ、本計画最終案を策定しました。

3 パブリックコメント（市民意見公募）の実施結果

（資料2 P120～P125 参照）

- (1) 実施期間 令和5年11月13日（月）～12月12日（火）
- (2) 意見件数 41件
- (3) 対応

いただいたご意見については、障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会、障がい者総合支援協議会で確認し、審議の上、37件を計画に反映しました。

4 主な改定内容

中間報告以降の主な変更点については、パブリックコメント等の意見を反映するほか、第2章に見直し後の主な取組、第3章及び第4章にサービス見込み量を記載しました。あわせて資料編を追加しています。

(1) ふじさわ障がい者計画（第2章）（資料2 P23～P60参照）

施策の方向性における主な取組内容について、現計画の164事業を見直し、1事業の終了と新たに22事業を設け、185事業を位置付けました。

(2) 第7期ふじさわ障がい福祉計画（第3章）（資料2 P61～P87参照）

国の基本指針に基づく市の考え方を記載するとともに、現計画の目標値の達成状況及び達成状況を踏まえた計画の目標値の設定を行いました。

第7期の計画では、令和3年度からの実績及び第6期計画における課題や社会情勢の変化を踏まえ、障がい福祉サービスの見込み量を定めました。

(3) 第3期ふじさわ障がい児福祉計画（第4章）（資料2 P88～P95参照）

国の基本指針に基づく市の考え方を記載するとともに、現計画の目標値の達成状況及び達成状況を踏まえた計画の目標値の設定を行いました。

第3期の計画では、令和3年度からの実績及び第2期計画における課題や社会情勢の変化を踏まえ、障がい児支援サービスの見込み量を定めました。

5 計画案

資料2 参照

6 わかりやすい版案

資料3 参照

以 上

（事務担当 福祉部障がい者支援課）